



SSC通信

第5号 平成22年3月17日発行

発行 小林市スクールサポートセンター
 住所 小林市大字細野184番地1 小林小学校内
 TEL 0984-23-3516 FAX 0984-23-3576
 Email h45ksscoa@miyazakic.ed.jp

異動期の諸手続や留意事項

人事異動の時期には、以下のような異動に伴う諸手続や異動に当たっての留意事項があります。異動後に慌てることがないように早めに準備を進めておきましょう。

異動に伴い住居が変わる方へ

新しい居住地に移る前に、現在居住している市町村の窓口で転出手続きを行って下さい。転出予定日の14日前から届け出ることができます。転出予定日は3月31日として下さい。
 転居したら、速やかに転入手続きを行って下さい。転入日はできるだけ4月1日として下さい。
 異動事務のために住民票が何通必要かについては、予め事務職員に確認しておいて下さい。
 なお、借家から転居する場合は、退去証明書と最終月の家賃の領収書を忘れないように。

単身赴任をされる方へ

新たに単身赴任手当に該当する場合は、転出前の住民票（世帯全員）と発令日以降の本人の住民票（世帯全員）及び配偶者の住民票が必要になります。
 また、単身赴任手当受給中（中断中を含む）で、異動することとなった場合は、異動先で再度届け出が必要になります。届け出がないと単身赴任手当は支給されなくなります。
 いずれの場合も、距離区分等制度が複雑ですので、事前に事務職員にご相談下さい。

配偶者が育児休業中の方へ

育児休業開始時に配偶者の向こう1年間の所得見込額が限度額（130万円）を超過していたため、扶養親族として認定されていなかった場合であっても、子どもが満1歳に達した時点から配偶者の向こう1年間の所得見込額が限度額（130万円）を超過していなければ、扶養親族として認定することができます。異動者に限らず、配偶者が育児休業中の方は、ご注意下さい。



臨時的任用職員の方へ

現在の健康保険証は3月30日まで有効で以後は無効になります。3月23日までに事務室へ返却して下さい。保険を継続するためには、国民健康保険等への加入が必要になります。
 また、厚生年金掛金も3月分は差し引かれていませんので、3月分については国民年金に加入することが必要になります。手続きは市役所の保険課でできます。

年度末の慌ただしい時期を迎え、ご多忙な日々をお過ごしのこととお察しいたします。今回のSSC通信では異動に伴う諸手続や留意事項についてお知らせしましたが、個々人の異動状況に応じて、この他にも必要な手続き等が発生します。各学校の事務職員にご相談下さい。